

「太宰府市災害廃棄物処理計画」の策定について

(1) 計画策定の背景

- ▶ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき環境省が公表した基本方針では、市町村の役割として「都道府県が策定する災害廃棄物処理計画などとの整合を図りつつ、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定する。」(努力義務)と示されている。
- ▶ 福岡県では、大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理及び被災地の復旧・復興に資することを目的とし、併せて、県内市町村の災害廃棄物処理計画策定にも資するものとして、平成28年3月に「福岡県災害廃棄物処理計画」を策定し、県内の市町村に対して県計画を基に市町村災害廃棄物処理計画の策定が要請された。
- ▶ 本市においても、この要請に対応し福岡県の技術的支援のもと大規模災害等に伴う災害廃棄物について、処理の基本的な流れや留意すべき事項などを定めた「太宰府市災害廃棄物処理計画」を策定し、本市で大規模な災害が発生した場合には、災害の種類、被災の規模、市内の被害状況などを勘案したうえで、廃棄物処理の具体を示す「太宰府市災害廃棄物処理実行計画」が策定できるように備えるものである。

(2) 計画(素案)の概要

1) 構成

福岡県災害廃棄物処理計画で規定している項目と同様に構成。

索引	主な記載内容
第1編 総則	
1 基本的事項	計画の位置づけ、対象とする災害と災害廃棄物、処理の考え方
2 組織体制・指示命令系統	災害対策本部、災害廃棄対策の組織体制、業務内容
3 情報収集・連絡	災害対策本部との連絡・調整、県および他団体との連携
4 協力・支援体制	自衛隊・警察・消防、市町村や県、民間との協力
第2編 災害廃棄物処理対策	
1 災害廃棄物発生量の推計	し尿発生量、仮設トイレ必要数、避難所ごみ発生量、廃棄物発生量
2 災害廃棄物処理	処理スケジュール、広域処理体制、収集運搬体制の確保、仮置場の確保、処理施設の確保

2) 主な項目

1. 組織体制・命令系統

⇒ 災害廃棄物の処理は、環境課が属する衛生班が災害対策本部との連絡調整を行う

2. ごみの発生量推計

⇒ 建物被害棟数に1棟当たりの発生原単位を掛け合わせるにより算出

3. 仮置場候補地の確保

⇒ ごみの発生量推計に基づき、ごみの処理までの仮置場の選定方法を示す

4. 処理方法の検討

⇒ 災害廃棄物発生量、処理可能量、処理フローをもとに災害時の処理方針を検討

5. 災害廃棄物処理実行計画の策定

⇒ 発災後の災害廃棄物の具体的な処理方法を定める「実行計画」の策定を検討